



鳥取県公報

平成12年 8 月 3 日(木)
号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（森林保全課）…………… 1

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関し必要な事項を定めるものとした。

2 公告等（第2条関係）

知事は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならないものとし、公告は、公聴会の日から3週間前までに行わなければならないものとした。

3 意見の提出（第3条関係）

2の通知を受けた公述人は、公聴会の日から1週間前までに、当該公聴会に係る公聴案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならないものとした。

4 議長（第4条関係）

公聴会は、知事又はその指名する者が議長となり、これを主宰するものとした。

5 運営（第5条―第8条関係）

(1) 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち公聴案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならないものとした。ただし、その者が出席していないときは、その提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができるものとした。

(2) 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないものとし、議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができるものとした。

(3) 公述人及び発言を許された者の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならないものとし、公聴案件の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができるものとした。

(4) 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができるものとした。

6 調書の作成（第9条関係）

議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならないものとした。

7 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則をここに公布する。

平成12年8月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第85号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）に基づく公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告等)

第2条 知事は、法第1条ノ3第5項又は第1条ノ5第6項（法第1条ノ6第2項、第8条ノ3第9項及び第8条ノ8第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。

2 前項の公告は、公聴会の日から3週間前までに行わなければならない。

(意見の提出)

第3条 前条第1項の通知を受けた公述人は、公聴会の日から1週間前までに、当該公聴会に係る公聴案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。

(議長)

第4条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長となり、これを主宰する。

(運営)

第5条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち公聴案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、その提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

第6条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第7条 公述人及び発言を許された者の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第8条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

(調書の作成)

第9条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。